

開廷前の廊下を 埋め尽くした傍聴者の 列に驚きました。 さいたま訴訟傍聴席の 熱気はすごいですね! 新潟訴訟弁護団の

コメントより

福島原発さいたま訴訟

9/2(水)



第7回口頭弁論

ぜひ傍聴に来てください!

14時30分開廷

さいたま地裁 101号法廷

(JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴希望の方は、14:00までに 地裁B棟前にお越し下さい

ι ☞終了後に 報告集会と**支援する会・年次総会**を行います!

会場:埼玉総合法律事務所3階会議室(地裁より徒歩3分)

昨年6月の第1回期日で支援する会を結成して早1年。次回期日終了後、報告集会と合わせて、支援する会の年次総会を行います。1年間の経過報告、会計報告、これからの活動方針について話し合います。ぜひ、ご参加ください。

●7月1日の第6回期日では、雨天にもかかわらず48席の傍聴席をほぼ満席にすることができました!

第6回期日において原告側弁護団は、東電が福島原発でも最大15m以上の津波が襲来する可能性を認識していたにもかかわらず、恣意的に低い津波評価を行っていたこと。同時に、全電源喪失を防ぐ対策(SBO対策)も怠っていたことを指摘し、東電と国の責任を厳しく追及する意見陳述を行いました。

報告集会では、第3次追加訴訟への参加を検討されている避難者の女性が、「最初はとにかく忘れたいと思った。避難の是非をめぐって離婚し、外にも出られなくなった。でも、支援の方やいろいろな方の話を聞いて、私は何も悪いことしていない。黙ってちゃいけない。子供たちを守るために声をあげていこうと思いました」と、切々とした思いを語られました。

- 2015 年 6 月現在、全国 18 の裁判所で福島原発事故についての損害賠償請求訴訟が行われ、原告の数は 1 万人を超えています。福島原発事故について十分な金銭賠償が行わなければならないことは当然ですが、全国で提訴されている訴訟の目標はそれだけではありません。1)福島原発事故のような環境汚染を二度と起こさないようにすること、2)放射性物質と除去することによって環境を回復すること、3)被ばくによる健康被害対策、被害者の生活回復のための支援、も重要な訴訟の目的です。
- ●被害者への賠償も終了せず訴訟が継続している段階での**政府や県の福島原発事故「収束」方針を、決して許してはなりません**。 事故から4年、避難者の状況は厳しくなる一方です。故郷を追われ孤軍奮闘する原告への何よりの励ましが満員の傍聴席。裁判所や被告への強いプレッシャーともなります。次回は国と東電が原告に対して反論する予定で、満員の傍聴で原告を応援しましょう。終了後に報告集会と支援する会の年次総会も行われます。ぜひお運びください!。

支援する会の年会費は

一口1,000円 カンパもぜひ!





福島原発さいたま訴訟を支援する会

会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。 お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う 報告会の会場費などに使用させていただいております。 これからも支援の輪を広げるべく 頑張って行きたいと思いますので

これからも支援の輪を広げるべく、 頑張って行きたいと思いますので ◆今後共どうぞ宜しくお願いいたします

で住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号)を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

※<u>ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合</u>は、で住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にで連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
「振込先銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500
※個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト http://fukusaishien.com/ 電子メール apply@fukusaishien.com

* 吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

*北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582